

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 東 淀 川 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年3月4日（月） 午前10時30分から 午前11時40分までの間
開催場所		大阪府東淀川警察署 署長室
出席者	委 員	桒野会長 角田副会長 土佐委員 松井委員 和田委員 田中委員 乗上委員 山本委員 天野委員
	警 察	署長 副署長 地域課長 刑事課長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 交通課長 警備課長 犯罪抑止戦略官（刑事課長代理） 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 年始に発生した能登半島地震について、警察署の皆様も現地の支援に行かれたと聞いております。ありがとうございました。 寒暖差の激しい時季でありますので、健康に留意して過ごしていただき、今年1年、皆様と共にがんばりたいと思います。 また、署長におかれましては、今年定年を迎えられると聞いております。 この1年間、大変お世話になりました。 2 署長挨拶 令和6年第1回目の協議会、委員の皆様が全員出席して開催出来ることを嬉しく思います。 今年の東淀川警察署は、数ある課題の中でも、特に、特殊詐欺対策・交通事故抑止対策に力を入れ、活動する所存でございます。 3月末には春の人事異動があり、私自身も退職となります。 人は代わっても、東淀川警察署は区民や区内で活動している方々の安心・安全を追求して参ります。 今年も署員一人一人が警察活動に邁進することをお伝えし、挨拶に代えさせていただきます。 3 業務概要説明（各課長等説明） (1) 会計課 庁舎の外壁塗装工事について (2) 刑事課 大阪重点犯罪の認知状況について 犯罪検挙状況について

議 事 概 要

- (3) 生活安全課
特殊詐欺関連について
- (4) 交通課
交通事故発生状況について

4 議事

- (1) 自転車専用通行帯について

【委員】

東淀川区内に自転車専用通行帯はありますか。

【警察】

J R 淡路駅前道路（約450メートル）の1か所です。

- (2) 自転車の迷惑運転について

【委員】

周囲に迷惑をかける自転車運転について、交通切符を交付すること
はありますか。

【警察】

令和5年中、当署管内で信号無視・遮断踏切立入り等、悪質な自転車
運転行為者に対して、100件以上交通切符を交付しています。

【委員】

悪質な自転車運転に対する赤切符を交付された場合、どのような措
置を取られるのですか。

【警察】

自転車で交通違反をして取締まりを受けた者、又は、自転車で交通
事故を起こして送致された者は、「自転車運転講習」の対象になりま
す。

- (3) 自転車のヘルメット着用について

【委員】

現在、努力義務である自転車走行時のヘルメット着用について、今
後、違反した者に罰則が与えられるようになりますか。

【警察】

現段階では未定です。

- (4) 自転車の歩道通行ルールについて

【委員】

自転車で歩道を通行する際のルールについて教えてください。

【警察】

自転車は原則車道を走行します。

自転車で歩道を走行できる場合は

- ・ 自転車歩道走行可の道路標識や道路標示がある場合
- ・ 自転車運転者が、13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、車道通
行に支障がある身体障がい者である場合
- ・ 道路工事で物理的に車道を通行できない等、やむを得ない場合

の3点です。

自転車で歩道を通行する際のルールは

- ・ 道路標示によって「自転車が通行する部分として指定された部
分」がある場合はその部分を徐行して通行すること

議 事 概 要	・道路標示がない場合は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して通行すること ・歩行者の通行を妨げることになる場合は一時停止することの3点です。
---------	--